

学校法人神野学園役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人神野学園の理事、監事（以下「役員」という。）の報酬について必要な事項を定める。

(役員区分)

第2条 この規程において、役員は、以下各号のとおり区分する。

- 一 専任役員（専ら役員としての職務に服する常勤役員）
- 二 職員兼務役員（学校法人神野学園職員就業規則第2条第1項に規定する職員としての職務を本務とする役員）
- 三 非常勤役員（常時勤務に服さない役員）

(報酬の支給日等)

第3条 役員報酬の支給日、支払方法、端数処理、控除、日割り計算に関する取扱いは、学校法人神野学園職員給与規程（以下、「給与規程」という。）に規定する職員の例に準ずるものとする。

(報酬月額)

第4条 役員に支給する報酬月額及び決定方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 専任役員 下表の額を上限として理事会が決定する。

職	報酬月額の上限
理事長	2,500,000円
副理事長	2,083,300円
常務理事	1,666,600円
その他専任理事	1,250,000円

- 二 職員兼務役員 下表から理事長が決定する。

位	報酬月額
1	175,000円
2	125,000円
3	100,000円
4	75,000円
5	50,000円

- 三 非常勤役員 報酬月額 50,000円を上限として理事長が決定する。

2 理事長が職員を兼務する場合若しくは非常勤の場合の報酬月額は、その勤務実態に応じて前項第一号の理事長の報酬月額を上限とし理事会が決定する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、勤務実態を考慮して必要に応じて給与規程に定める額を支給する。

(賞与)

第6条 役員には賞与を支給しない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「学校法人神野学園非常勤役員報酬規程」(平成2年4月1日施行)は、廃止する。
- 3 この規程は、平成21年5月28日から施行する。
- 4 この規程は、平成26年6月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和元年4月1日から施行する。